

表 消費税の中間申告

| 前課税期間の消費税年額<br>(地方消費税含む) | 中間申告の内容   |  |
|--------------------------|---|--|
|                          | 申告・納付期限   | 前年実績による<br>中間申告税額                          |
| 60万円以下の場合                |   | 中間申告は不要                                    |
| 60万円超<br>500万円以下の場合      | 課税期間開始後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内   | 前課税期間の消費税額<br>$\times 6 / \text{前課税期間の月数}$ |
| 500万円超<br>6000万円以下の場合    | 第1期：課税期間開始後 3 カ月を経過した日から 2 カ月以内<br>第2期：課税期間開始後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内<br>第3期：課税期間開始後 9 カ月を経過した日から 2 カ月以内 | 前課税期間の消費税額<br>$\times 3 / \text{前課税期間の月数}$ |
| 6000万円超の場合               | 毎月末日の翌日から 2 カ月以内。ただし以下の場合を除く<br>① 確定申告月<br>② 期首月分は月末の翌日から 3 カ月以内                                      | 前課税期間の消費税額<br>$\times 1 / \text{前課税期間の月数}$ |

※ 国税の消費税額で表を見る場合は次のようにになります。

- ・60万円以下の場合…48万円以下の場合
- ・60万円超500万円以下の場合…48万円超400万円以下の場合
- ・500万円超6000万円以下の場合…400万円超4800万円以下の場合
- ・6000万円超の場合…4800万円超の場合

の会社で毎期、原則として法人税の中間申告を行なう必要があります。

ただし、前年度実績に基づいた予定申告による納付税額が10万円以下となる場合、中間申告を行なう必要はありません。詳しくは後述します。

表にあるとおり、消費税の年間納付額が6000万円以上の会社は、毎月中間申告を行なう必要があります。この金額を月額に直すと、500万円以上の消費税となります。では月に500万円以上の消費税とはどれくらいの付加価値になるのかというと、すべて消費税の課税取引の場合、月に1億円

## ② 消費税の中間申告

消費税法上の中間申告は前期の消費税額によって、上の表のようにいくつかのパターンに分かれます。表中の「課税期間」という言葉は、通常の場合、事業年度と同じ意味だと解釈してください。

本誌8ページ「10月の税務・会計」でも解説しましたが、法人税、消費税などには中間申告制度があります。

中間申告とは、簡単にいうと前年度に支払った税金の半額を今期の途中に納める制度ですが、すべての会社が必ず行なうわけではありません。経理ウーマンであれば、中間申告を行なう要件や詳しい仕組みなどを理解しておきたいものです。そこで、中間申告の必須知識を以下に解説していきましょう。

### ① 法人税の中間申告

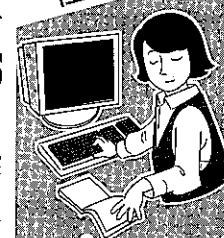
法人税法では、中間申告義務を次の

ように規定しています。

法人は、事業年度が6カ月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内に、中間申告書を提出しなければなりません。

新設した会社の設立事業年度（設立事業年度は中間申告義務がありません）や事業年度の変更があった場合を除き、事業年度は1年という会社が多いのではないかでしょう。ですからほとんどない

必ずしもちゃいけないの？  
仕組みはどうなっているの？



税理士 中小企業診断士 野村幸広

前回の納税額によつて中間申告をする必要が生じることは知つていても、その仕組みを理解している人は少ないのではないかでしょう。また、ここでは、経理担当者が知つておきたい中間申告の基礎知識を分かりやすく解説します。

# 「中間申告」

## の基礎知識

これだけは最低知つておきたい



中間申告に二つの方法があることは先述しました。それでは二つの方法のうち、どちらを選択すればよいのか、そのポイントを解説しましょう。

前年度実績による中間申告は、前年度の税額と月数が分かっていれば簡単に税額が算出できるので、とくに手間はかかるない方法です。一方、仮決算による中間申告は、本決算と同様の作業を行なう必要があるため、事務負担が増えてしまうというデメリットがあります。

も仮決算による方法でも、中間申告の納税額が大して変わらないと予想される場合には、仮決算による中間申告を行なうメリットはありません。事務処理が簡便な前年度実績による中間申告を行なうべきです。

しかし、事務負担が増えることや決算を行なうことによる顧問税理士への報酬などを考慮しても、前期と比べて

(2) しかし、申告期限に税額は確定してしまうので、納期限までにきちんと納付することを忘れないようにしてください。  
仮決算による中間申告を選択する場合、スケジュール管理を徹底する  
が有利な状況にもかかわらず、申告期限までに仮決算とそれに基づいた中間申告・納付が間に合わなかつたらどう



イラスト・関根康信

今期の業績が大幅に下がっているなどして、仮決算による中間申告を選択した方が納税額を引き下げられることが明らかである場合には、会社の資金を

有効活用するという観点から、仮決算による中間申告を行なつた方がよいでしょう。

ただし手元の資金に余裕がある企業の場合、本期の業績が急下降していく局面でも、あえて納税額が多くなってしまう前年度実績による中間申告を行なうという「裏ワザ」があります。この「裏ワザ」のメリットを説明しましよう。まず、前年度実績による中

前年度実績に基づく中間申告が必要な場合は、税務署から中間申告書（法  
人税の場合は予定申告書）が送付され  
てくることは前述しました。ですから、  
こうした用紙が届いていることを見逃  
さず、しっかりと中間申告を行なえるよ  
う気を付けることが、経理担当者には  
まず求められます。

① 納付を確実に行なう

中間申告書を提出しなかつた場合に  
は、申告期限までに前年度実績による  
中間申告書が提出されたものとみなさ  
れます。したがつて、前年度実績によ  
る中間申告を行なうときには申告書の  
提出は省略してもかまいません。

なるでしょうか？この場合、申告期限においては何の中間申告手続きもなされていないため、前年度実績による中間申告があつたものとみなされます。つまり、仮決算による中間申告・納付は無効となりますので、仮決算にかかつた手間などが無駄になってしまいます。ですから、仮決算による中間申告を選択するときにはスケジュール管理を徹底しますよ。

以上、中間申告について解説してきましたが、理解できましたでしょうか？一般的な経理実務でも、ここで解説した内容をきちんと把握しておくことは必須といえます。分からぬことは顧問税理士や税務署に問い合わせるなどして、正確な知識を身に付けてください。

●のむかわせわらわ

(3) 月次決算を確実に行なう  
中間申告には二つの方法がありますが、いずれの方法が有利かは、中間申告対象期間の試算表ができるいないと判断のしようがありません。  
タイムリーな月次決算が中間申告方法の選択の元になりますので、月次決算を行なつていらない会社はすぐに取り入れ、また行なつてている会社でも、確実に早く試算表を作れるように工夫してみてはいかがでしょうか。

●のむら ゆきひろ  
1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。税理士・社労士らとの共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目指したノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士登録。【近況】夏休みに息子（小学1年）の学童保育のキャンプに参加しました。子どもだけで70人という大人数で、引率者として他の家のお子さんとの面倒を見るのはかなり気を遣いましたが、大変勉強になりました。キャンプを通じて子どもだけでなく、自分も成長することができました。